

やまぐち適正竹林経営促進補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、やまぐち適正竹林経営促進補助金(以下「補助金」という。)の交付について、山口県補助金等交付規則(平成18年山口県規則第138号 以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この補助金は、第3条記載の竹市場への竹材の搬入に係る運搬費等を支援することにより、竹材供給量を拡大し、安定的な竹材の確保を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この交付要綱において「竹市場」とは、県が令和7年度から設置・運営する新たな竹材集荷の拠点をいう。

(補助額)

第4条 補助額は、竹市場に搬入された竹材1トンあたり3,000円とする。

(補助金の交付の申請)

第5条 補助額の交付の申請をしようとする者は、別記第1号様式により申請書を作成し知事が別に定める日までに知事に提出するものとする。

(申請内容の変更等に係る承認の申請等)

第6条 規則第8条第1項の規定により、申請内容を変更、中止、もしくは廃止しようとする場合は、別記第2号様式を知事に提出しなければならない。

2 規則第8条第1項に定める軽微な変更は、交付決定額に対して3割を超えない範囲で補助金の額を減額する場合とする。

(実績報告)

第7条 申請者は、事業を完了したときは、その日から20日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに別記第3号様式により実績報告書を作成し知事に提出するものとする。

(関係書類の保管)

第8条 申請者は、補助事業に係る収入支出の帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業の終了の年度の翌年から起算して5年間保管しなければならない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和7年(2025年)4月1日から施行し、令和7年度事業から適用する。

別記第1号様式（第5条関係）

〇〇年度やまぐち適正竹林経営促進補助金交付申請書

山口県知事様

所在地

団体名

代表者

山口県補助金等交付規則第3条の規定により、下記のとおり、やまぐち適正竹林経営促進補助金〇〇〇円の交付を申請します。

記

1 竹市場への竹材搬入見込み量 トン（年間）

2 補助金申請額 円

- (注) • 補助金申請額は、竹材搬入見込み量（トン）に補助単価3千円を乗じた金額。
• 竹材搬入見込み量（トン）は、当該年度の3月31日までの見込み量とし、1トン未満は切り捨てるものとする。

別記第2号様式（第6条関係）

〇〇年度やまぐち適正竹林経営促進補助金変更承認申請書

山口県知事様

所在地

団体名

代表者

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号で補助金の交付決定通知のあった補助金について、下記のとおり変更したいので、山口県補助金等交付規則第8条第1項の規定に基づき申請します。

記

1 変更の理由

2 変更内容

(1) 変更前

○竹市場への竹材搬入見込み量 _____ トン(年間)

○交付決定額 _____ 円

(2) 変更後

○竹市場への竹材搬入変更量 _____ トン(年間)

○補助金の変更申請額 _____ 円

○差額(変更後-変更前) _____ 円

- (注) • 補助金申請額は、竹材搬入見込み量(トン)に補助単価3千円を乗じた金額。
• 竹材搬入見込み量(トン)は、当該年度の3月31日までの見込み量とし、1トン未満は切り捨てるものとする。

別記第3号様式（第7条関係）

○○年度やまぐち適正竹林経営促進補助金実績報告書

山口県知事様

所在地

団体名

代表者

○○年○月○日付け○○第○○号で補助金の交付決定通知のあったことについて、下記のとおり実施したので、山口県補助金等交付規則第11条の規定により、実績を報告します。

記

1 当初計画

○竹市場への竹材搬入見込み量

_____トン(年間)

○交付決定額

_____円

2 実績

○竹市場への竹材搬入実績量

_____トン(年間)

○補助金の実績報告額

_____円

○差額（変更後—変更前）

_____円

- (注) • 補助金申請額は、竹材搬入見込み量（トン）に補助単価3千円を乗じた金額。
• 竹材搬入見込み量（トン）は、当該年度の3月31日までの見込み量とし、1トン未満は切り捨てるものとする。